

事 務 連 絡

平成31年4月22日

各都道府県

防災・危機管理担当部局 御中

内閣府政策統括官（防災担当）付

参事官（被災者行政担当）

難病患者等及び障害者等に係る避難支援等体制の整備について

日頃、被災者支援行政に御理解と御協力をいただき、ありがとうございます。

さて、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）の規定に基づき、市町村（特別区を含む。）長は、地域防災計画の定めるところにより、避難行動要支援者名簿を作成することが義務付けられているところです。また、避難行動要支援者名簿に記載・記録された情報については、内部での目的外利用、平常時及び災害時（災害発生のおそれがある場合を含む。）における外部提供についても、同法において個人情報保護との関係が整理されているところです。

今般、難病患者等及び障害者等に係る避難支援等体制の整備について、厚生労働省と連名により、各都道府県・指定都市・中核市の難病対策担当部局、小児慢性特定疾病対策担当部局及障害保健福祉担当部局あて、別添のとおり通知しましたので、お知らせいたします。

つきましては、貴都道府県内の市町村に対してこの旨周知いただき、難病患者等及び障害者等を含む避難行動要支援者の適切な避難支援について助言等いただきますよう、よろしく願いいたします。

【担当】

参事官（被災者行政担当）付

山下、石尾、近藤 TEL：03-3501-5191（直）